

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	安治川11号上屋外5箇所電気設備保守点検その他業務委託	機械設備等保守点検	株式会社東洋埠頭青果センター	9,405,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	港湾監視カメラシステム機器保守点検業務委託 長期継続	その他	パナソニックコネクト株式会社	8,948,060	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
3	咲洲ペDESTリアンデッキ(コスモスクエア駅東口)外2箇所昇降機保守点検業務委託	機械設備等保守点検	三精テクノロジーズ株式会社	2,970,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	咲洲ペDESTリアンデッキ(コスモ中央線)昇降機保守点検業務委託	機械設備等保守点検	日本エレベーター製造株式会社	1,013,100	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	咲洲ペDESTリアンデッキ(トレードセンター前駅)外1箇所昇降機保守点検業務委託	機械設備等保守点検	東芝エレベータ株式会社	3,949,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	咲洲国際船客上屋外3箇所昇降機保守点検業務委託	機械設備等保守点検	株式会社日立ビルシステム	15,081,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	新木津川大橋外3箇所道路情報板等保守点検業務委託	機械設備等保守点検	ミナモト通信株式会社	5,005,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
8	大阪港防潮扉集中監視設備保守点検業務委託	通信設備保守点検	横河ソリューションサービス株式会社	12,210,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
9	令和8年度 工事台帳管理システム保守業務委託	情報処理	株式会社インテック	2,370,500	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
10	令和8年度 港湾業務情報システム共通クラウド基盤保守業務委託	情報処理	株式会社WorkVision	2,093,740	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
11	令和8年度 設計積算システム運用保守業務委託	情報処理	株式会社東芝	36,069,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
12	令和8年度 大阪港内保安対策設備保守点検整備業務委託	機械設備等保守点検	NECネットエスアイ株式会社	13,818,200	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
13	令和8年度大阪港船舶安全支援業務委託	その他	株式会社東洋信号通信社	241,692,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
14	令和8年度南港L岸壁及び天保山岸壁における船舶給水業務委託(単価契約)	その他	有限会社コスモ商運	26,180,000	R8.4.1	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G25	-
15	夢洲第2期区域(大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン及び記念公園ゾーンを除く。)に係る不動産鑑定評価業務委託(その1)(概算契約)	不動産鑑定	株式会社飛翔鑑定事務所	4,156,900	R8.5.19	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
16	夢洲第2期区域(大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン及び記念公園ゾーンを除く。)に係る不動産鑑定評価業務委託(その2)(概算契約)	不動産鑑定	株式会社田園不動産鑑定	4,156,900	R8.5.22	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
17	令和8年度 此花区夢洲中1丁目ほか 不動産嘱託登記等業務委託	土地家屋調査	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	42,281,396	R8.5.19	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
18	令和8年度大阪湾クルーズ貸切船運航業務委託(その2)	運行代行	阪九フェリー株式会社	2,787,400	R8.5.27	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-

1 案件名称

安治川 11 号上屋外 5 箇所電気設備保守点検その他業務委託

2 契約の相手方

株式会社東洋埠頭青果センター

3 随意契約理由

本業務対象施設は合築施設のため、電気設備は大阪市所有分・上記業者所有分・共用分といった形態に別れ、それぞれが連動した自家用電気工作物となっている。

本来であれば、所有形態ごとに各々で保守点検を行う必要があるが、当該自家用電気工作物は連動していることから、別々に保守点検すると不具合が生じた際に責任の所在が不明確になるおそれがある。

また、北港白津 2 号上屋は、契約電力の値が本市自家用電気工作物保安規程に定められた値以上であるため、選任した電気主任技術者の常駐が義務付けられている。さらに、安治川 11 号上屋は、過去の波及事故により監督官庁から選任した電気主任技術者を常駐させるよう指導を受けている。

しかしながら、本市の電気主任技術者の資格を有する職員を常駐配置することは不合理かつ困難であるため、本業務対象施設の使用許可の付帯条件にて、上記業者が本業務委託により電気主任技術者を配置することとしている。

以上により、上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 設備課（電気） （電話番号 06-6568-9062）

1 案件名称

港湾監視カメラシステム機器保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

パナソニックコネクト株式会社

3 随意契約理由

本業務は、港湾監視カメラシステム機器の定期的な保守点検及び障害発生時の点検を行うものである。

平成 13 年からの新島建設工事に伴い船舶の航行環境が悪化することから、工事の実施主体である大阪市(港湾管理者)が船舶向けの信号施設を用いて情報提供すること、また、船舶の運航調整を行うこと等により船舶の航行安全の確保を行うことが、大阪港新島建設等工事中航行安全対策委員会において決定した。この安全対策の中で当機器は、船舶向けに確実な情報提供を図るための港内の船舶動静の監視を主たる設置目的としており、港湾管理者として港内を航行する船舶の安全を確保するため、必要不可欠な機器である。なお、信号施設の操作や当機器の操作を行う「大阪咲洲船舶通航信号所」は航路標識法に基づき、海上保安庁の許可を得て設置、運用しており、その運用による影響が船舶交通の安全に障害を生じさせるおそれもあることから、航路標識(大阪咲洲船舶通航信号所)の機能に支障を生じさせないように適切に運用し、管理を行わなければならない。

当機器の保守点検を行う際や障害が発生した場合に、当機器を休止することは、船舶の事故につながる可能性があるため、休止時間を最小限とし、迅速かつ確実に保守点検及び障害対応を行う必要がある。当機器は上記業者固有のシステムを採用し製作・設置したものであることから、上記業者は不具合箇所の特定制や故障原因の究明を迅速かつ確実に行うことができる業者である。また、上記業者以外に代理店等の契約による当機器の保守点検業者が存在していないことから、上記業者は本業務を確実に遂行できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 海務課(船席)

1 案件名称

咲洲ペDESTリアンデッキ（コスモスクエア駅東口）外2箇所昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

本点検業務委託は、咲洲ペDESTリアンデッキ（コスモスクエア駅東口）外2箇所に設置されている昇降機について、建築基準法 第8条（建築設備の維持保全）の規定により、昇降機の機能を継続的に維持確保するために行うものである。

当該昇降機は、多くの市民が利用する昇降機であり、昇降機の閉じ込めトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが不可欠であるが、不具合等不測による重大な事態が生じた場合には、利用者の安全を守るために安全装置が作動して自動停止を行い、かご内で外部救出を待つこととなっている。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、当該設備を納入した上記業者でなければ知り得ない技術情報等が必要である。

また、本昇降機の日々の安定作動には継続的なデータ収集と長期的な交換サイクルの立案が必要であると同時に、万一の緊急事故・故障時に即時的な部品交換を求められる設備であることから、請負業者は設備内容を熟知し、補修部品の手配、取替等が速やかにできることが必要である。

上記業者は、現在に至るまで同設備の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っていることから、

安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることが出来るとともに、故障部位特定後の部品手配や取替等が速やかに対応できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 設備課（電気） （電話番号 06-6568-9062）

1 案件名称

咲洲ペDESTリアンデッキ（コスモ中央線）昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3 随意契約理由

本点検業務委託は、咲洲ペDESTリアンデッキ（コスモ中央線）に設置されている昇降機について、建築基準法 第8条（建築設備の維持保全）の規定により、昇降機の機能を継続的に維持確保するために行うものである。

当該昇降機は、多くの市民が利用する昇降機であり、昇降機の閉じ込めトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが不可欠であるが、不具合等不測による重大な事態が生じた場合には、利用者の安全を守るために安全装置が作動して自動停止を行い、かご内で外部救出を待つこととなっている。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、当該設備を納入した上記業者でなければ知り得ない技術情報等が必要である。

また、本昇降機の日々の安定作動には継続的なデータ収集と長期的な交換サイクルの立案が必要であると同時に、万一の緊急事故・故障時に即時的な部品交換を求められる設備であることから、請負業者は設備内容を熟知し、補修部品の手配、取替等が速やかに行えることが必要である。

上記業者は、現在に至るまで同設備の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っていることから、安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることが出来るとともに、故障部位特定後の部品手配や取替等が速やかに対応できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 設備課（電気） （電話番号 06-6568-9062）

1 案件名称

咲洲ペDESTリアンデッキ（トレードセンター前駅）外1箇所昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本点検業務委託は、咲洲ペDESTリアンデッキ（トレードセンター前駅）外1箇所に設置されている昇降機について、建築基準法 第8条（建築設備の維持保全）の規定により、昇降機の機能を継続的に維持確保するために行うものである。

当該昇降機は、多くの市民が利用する昇降機であり、昇降機の閉じ込めトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが不可欠であるが、不具合等不測による重大な事態が生じた場合には、利用者の安全を守るために安全装置が作動して自動停止を行い、かご内で外部救出を待つこととなっている。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、当該設備を納入した上記業者でなければ知り得ない技術情報等が必要である。

また、本昇降機の日々の安定作動には継続的なデータ収集と長期的な交換サイクルの立案が必要であると同時に、万一の緊急事故・故障時に即時的な部品交換を求められる設備であることから、請負業者は設備内容を熟知し、補修部品の手配、取替等が速やかにできることが必要である。

上記業者は、現在に至るまで同設備の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っていることから、安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることが出来るとともに、故障部位特定後の部品手配や取替等が速やかに対応できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 設備課（電気） （電話番号 06-6568-9062）

1 案件名称

咲洲国際船客上屋外 3 箇所昇降機保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ビルシステム

3 随意契約理由

本点検業務委託は、咲洲国際船客上屋外 3 箇所に設置されている昇降機について、建築基準法 第 8 条（建築設備の維持保全）の規定により、昇降機の機能を継続的に維持確保するために行うものである。

当該昇降機は、多くの市民が利用する昇降機であり、昇降機の閉じ込めトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが不可欠であるが、不具合等不測による重大な事態が生じた場合には、利用者の安全を守るために安全装置が作動して自動停止を行い、かご内で外部救出を待つこととなっている。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、当該設備を納入した業者でなければ知り得ない技術情報等が必要である。

また、本昇降機の日々の安定作動には継続的なデータ収集と長期的な交換サイクルの立案が必要であると同時に、万一の緊急事故・故障時に即時的な部品交換を求められる設備であることから、請負業者は設備内容を熟知し、補修部品の手配、取替等が速やかにできることが必要である。

上記業者は、当該設備を納入した株式会社日立製作所から事業譲渡を受けて以降、現在に至るまで同設備の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っていることから、安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることが出来るとともに、故障部位特定後の部品手配や取替等が速やかに対応できる唯一の業者である。

以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 設備課（電気） （電話番号 06-6568-9062）

1 案件名称

新木津川大橋外 3 箇所道路情報板等保守点検業務委託

2 契約の相手方

ミナモト通信株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、新木津川大橋及び常吉大橋、夢舞大橋の 3 橋における各橋梁上の路面状態や風速を常時監視し、車両の通行止めや注意喚起を行うための道路情報板が良好に動作するように保守点検を行うものである。

本設備の機器調整・障害・クレーム・保守点検業務については、平成 27 年 5 月 15 日より製造者であるコイト電工株式会社からミナモト通信株式会社に業務移管している。

本設備の各装置及び制御システムは、製造者が独自の技術を用いて製作したものであり、その詳細について他社への情報提供が出来ないため、上記業者でなければ本業務の履行ができない。

以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 設備課（電気）（電話番号 06-6568-9062）

1 案件名称

大阪港防潮扉集中監視設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

本点検業務委託は、大阪港防潮扉の集中監視設備を正常かつ円滑に稼働する状態に保持するために行うものである。

当該集中監視設備は、水門や防潮扉の開閉状況を確認する装置と、台風時の高潮や地震による津波での災害が想定される非常時に防潮扉管理者に対して閉鎖指令を行うための装置から構成されている。

この設備によって、防潮扉及び水門への「閉鎖、開放指令の伝達」、「その作業の確認」、並びに「防潮扉状態の把握」を行うため、現場に端末局を置き、監視局から無線により短時間に指令、確認、防潮扉状態などの情報を送受信し、集中監視を行っている。

本集中監視設備は、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、上記業者がシステム設計、機器製作から据付工事に至るまでを一貫して行ったものである。

本設備のシステム、機器及び構成には製造者独自の技術が用いられており、その詳細について他社への情報提供ができないため、システム構築及び機器製作を行った上記業者でなければ、システム構成や各構成機器の詳細等が分からないため、上記業者が本業務の履行を行うことが出来る唯一の業者である。

以上の理由により上記業者との随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 設備課（電気） （電話番号 06-6568-9062）

1 案件名称

令和8年度 工事台帳管理システム保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社インテック

3 随意契約理由

本業務は工事台帳管理システムを円滑に運用するにあたり、システム機能を適切に維持し、安定かつ円滑な稼働環境を保持するために、動作の不具合解消、仕様変更による機能追加等の軽微なプログラム改修を行うものである。

本システムは、平成18年度に開発され、現在、株式会社インテックによって、クラウドサービスのノーコードツールをカスタマイズしたローコードツールにて大阪港湾局向けシステムに再構築中である。

本システムに障害が発生した場合、本市の業務に影響が出ないように迅速に対応する必要があるため、構築当時の構築条件、カスタマイズしたプログラム内容・構成、利用コンセプトを熟知し、本システムの全てにおいて高い技術力を有する業者に行わせる必要がある。

上記業者は、本システムを再構築した業者であり、ローコードツールにおいてソースコードの知的財産権を所有している。また、再構築当時の構築条件、プログラム内容・構成、利用コンセプトを熟知しているうえ、他者が持ち合わせていない再構築当時の各種検討資料及び詳細設計等の有用なデータを保有しており、これらを活用し、当初の機能を維持するための技術力を有する唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 工務課（工務） （電話番号 06-6615-7803）

1 案件名称

令和 8 年度 港湾業務情報システム共通クラウド基盤保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社W o r k V i s i o n

3 随意契約理由

本業務は、港湾業務情報システム（以下「システム」という。）の良好な運用状態を保持するために必要なシステムの調整（問い合わせや相談等）、障害発生時の調査・原因の切り分け・回復作業支援並びにシステムを使用するために必要な情報管理を含む保守業務を実施するものである。

本システムには、大阪港湾局にて独自に使用している設計積算システム及び工事台帳管理システム（以下「各業務システム」という。）や、設計積算等の作業に必要な多くのアプリケーションが組み込まれているものであるとともに、庁内情報ネットワークの回線（以下「回線」という。）を使用していることから、日常業務や回線の使用に対して支障を来すことがないよう、安全性、信頼性を確保し、適切にシステムの保守を行う必要がある。

また、障害発生時等においては、各業務システムの保守業務受注者並びに回線管理者等と連携を行い、障害等の状況や影響範囲等を調査したうえで、その原因を切り分けて、回復作業を的確かつ迅速に実施する必要がある。

したがって、本業務の実施にあたっては、システムの構成やその動作を理解し、障害対応の際にも正しい操作や対処ができ、使用回線への接続条件等を知っていることが必要不可欠である。

上記業者は、このシステムを一から構築し、システムの構成や使用回線への接続条件等の総合調整も行っており、独自の技術によるシステムを総合的に精通していることから、本業務を適切に実施できる唯一の業者である。

上記のことから、独自システムを運用する本業務に関して、他の業者が契約し実施することは技術的に不可能である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

地方公営企業法施行令 第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

1 案 件 名 称

令和8年度 設計積算システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社東芝

3 随意契約理由

本業務は令和8年度において設計積算システムの運用に必要な各種単価及び積算基準データの更新を行うとともに、システム機能を適切に維持し安定かつ円滑な稼働環境を保持するため、システム障害や端末機操作に関する不具合対応及び積算基準改定に伴うプログラムの改変を行うものである。

本システムは、平成20年度大阪港港湾情報システムに関する設計積算システム改良業務にて上記業者の製品を本市向けに改良し構築したものであり、ソースコード（プログラミング言語で記述されたテキスト等）の知的財産権は上記業者が所有しているため他者が本システムの運用保守に当たりプログラムの改変等を行うことは不可能であることから、上記業者が本業務を履行できる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者を相手方として随意契約するものである。

4 根 拠 法 令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担 当 部 署

大阪港湾局 計画整備部 工務課(工務)

1 案件名称

令和8年度 大阪港内保安対策設備保守点検整備業務委託

2 契約の相手方

NEC ネットエスアイ株式会社

3 随意契約理由

本案件は、「海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS 条約)」の改正に伴い制定された「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に基づく港湾保安対策にかかる保安対策設備の保守点検整備業務を行うものである。

また、本業務実施にあたっては、上記法令に基づく保安規程による保安対策上、監視カメラの配置やシステム構築内容等の秘密保全を図る必要がある。

当該設備は、設置時に上記業者と当局とで秘密保持を含む工事契約を締結のうえ、重要国際埠頭施設における港湾施設の保安対策設備を統括制御システムに組み込んで設計製作しており、保安対策設備の本体構造及びシステム全体を把握し、秘密保全に関する必要な規則・体制を有する事業者は上記業者のみである。

以上の理由により、本保守点検整備業務を唯一実施することができる上記業者と特命随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 海務課(防災保安)

1 案件名称

令和8年度大阪港船舶安全支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社東洋信号通信社

3 随意契約理由

大阪港船舶安全支援業務は、大阪港へ入出港する船舶及び工事等の作業に伴う全ての船舶の航行安全を確保するため、「船舶運航支援業務」、「運航調整業務」及び「航行安全情報提供業務」を一体として実施する業務である。

「船舶運航支援業務」は、大阪港港湾施設の管理運営を効率的かつ円滑に遂行するために、大阪港における入出港船舶の動静等の情報を把握し、大阪港に入出港する船舶に対し、国際 VHF 無線電話等を使用して、入出港スケジュール、他船行き会い情報、その他の必要情報を提供する業務である。「運航調整業務」は、平成 13 年から始まった新島建設工事に伴い、大関門付近等での行き会いを防止するため、必要に応じ運航時刻の調整を行う業務である。「航行安全情報提供業務」は、利用者に対して大阪港内における工事情報の周知・広報を行う業務である。

これらの業務は、平成 24 年度までは、それぞれ別個に実施してきたものであるが、平成 25 年度からは、各業務を相互に連携させて情報提供を一元化させることにより、正確な情報を迅速に提供するとともに事業費を削減することができるよう、一体の業務として実施している。

本業務を遂行するためには、365 日 24 時間体制で情報の窓口を確保する必要があるとともに、船舶の動静を正確に把握した上で、入出港予定時刻の変更等に対して的確かつ迅速に連絡調整を行うことができる能力を有することが必要である。

大阪港においては、平成 25 年度から令和 3 年度まで 9 年間事後審査型制限付一般競争入札を行ってきたが、すべて 1 者のみの入札となっていることから、契約手法の検討を行うため市場調査を行った。当該業務は 3 つの業務から成り立っており、うち、船舶運航支援業務に必要となるポータラジオ局は、全国に 34 局あり、そのうち 29 局において上記事業者が各港湾管理者より業務を受託しており、他 5 局については、地元事業者が 1 者あたり 1 局、小樽・石狩港では 2 局を 1 者で受託している状況である。これら事業者は、小規模かつ地元企業であることから、到底大阪港の業務を受託できる体制にない。

よって、大阪港において当該業務を受託する能力・経験を有する者は当該事業者のみであることがわかった。

入札結果及び事業者ヒアリングの結果などを勘案し、大阪港及び大阪港以外の国内主要港における船舶の動静を 365 日 24 時間体制で網羅的に把握することが可能であり、前港・次港等からの情報を含めた正確な情報にもとづいて大阪港内を航行する船舶等に対する的確かつ迅速な連絡調整を行う能力を有する唯一の事業者であることから随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 海務課(電話番号:06-6571-1966)

1 案件名称

令和 8 年度南港 L 岸壁及び天保山岸壁における船舶給水業務委託(単価契約)

2 契約の相手方

有限会社コスモ商運

3 随意契約理由

本業務は、南港 L 岸壁及び天保山岸壁に係留する船舶に対し、本市が設置した船舶給水施設及び本市から受注者に貸与する給水器具を用いて給水を行うものである。

船舶への給水は、船員の生活用水を確保するための重要なインフラであり、港湾法第 12 条第 1 項第 8 号において港湾管理者の業務として位置付けられている。給水が遅延した場合、出航遅れ等、船舶運航に支障を生じ得ることから、給水要望に対し遅滞なく確実に給水を完了させる体制の確保が必要である。

一方で、給水申請は不定期に発生し、船舶の着離岸予定は運航都合等により頻繁に変更されるため、給水実施時刻も直前まで変動する。このため本業務の履行には、当日の船舶 動静・係留状況を常時把握したうえで、直前の変更を踏まえた人員の再配置や現場調整を行い、確実に給水を完了させる即応体制が不可欠である。

この点について、綱取り事業者は船舶の着離岸対応に日常的に従事することで船舶動静を常時把握し、直前変更に対応可能な人員・調整合制を現場運用として確保している。給水作業は係留作業と時間的・場所的に密接に関連することから、綱取り業務と一体で運用することが、円滑かつ確実な給水の実施（給水遅延による出航遅れの回避等）に資することとして、全国的に綱取り事業者に随意契約により業務委託契約を締結している状況である。

港湾法適用港における役務提供（綱取り業務等）の実施は、同法の規定により料率を定めて公表する事になっている中、現在当該岸壁で綱取り業務の料率を公表しているのは 2 社である。契約の相手方は両岸壁で綱取り業務を行っているのに対して、もう 1 社は南港 L 岸壁のみであることもあり、本給水業務の受注をしないことを確認している。なお、船舶 給水の昨年度実績は天保山岸壁 120 件、南港 L 岸壁で 1 件と、天保山岸壁での実績が大半であることから、契約の相手方が本業務の受注にあたり大きな支障はない。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により随意契約に該当するため、当該岸壁の綱取り業務を実施する当該事業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 海務課（海務）

1 業務名称

夢洲第2期区域(大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン及び記念公園ゾーンを除く。)に係る不動産鑑定評価業務委託(その1)

2 契約相手方

株式会社飛翔鑑定事務所

3 随意契約理由

○高い識見と迅速かつ的確な情報収集能力の必要性

市有地の処分及び賃貸借については、「大阪市土地評価事務処理要領」に定めるところによる必要があり、土地の評価にあたって、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を求める必要がある。

また、鑑定評価を行うにあたっては、地域要因や個別的要因を考慮したうえ公平・公正に行われる必要もある。

これらに適切に対応するため、市有地の処分に伴う不動産鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、かつ評価を行う地域の取引事情に精通し、適格な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準(不動産鑑定報酬)」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定されている。

上記の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、「大阪港湾局不動産鑑定業者選定委員会要綱」により設置された大阪港湾局不動産鑑定業者選定委員会が、選定基準に基づき選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第2号

5 担当部署

大阪港湾局開発部販売促進課(電話番号 06-6615-7799)

1 業務名称

夢洲第2期区域(大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン及び記念公園ゾーンを除く。)に係る不動産鑑定評価業務委託(その2)

2 契約相手方

株式会社田園不動産鑑定

3 随意契約理由

○高い識見と迅速かつ的確な情報収集能力の必要性

市有地の処分及び賃貸借については、「大阪市土地評価事務処理要領」に定めるところによる必要があり、土地の評価にあたって、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を求める必要がある。

また、鑑定評価を行うにあたっては、地域要因や個別的要因を考慮したうえ公平・公正に行われる必要もある。

これらに適切に対応するため、市有地の処分に伴う不動産鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、かつ評価を行う地域の取引事情に精通し、適格な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準(不動産鑑定報酬)」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定されている。

上記の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、「大阪港湾局不動産鑑定業者選定委員会要綱」により設置された大阪港湾局不動産鑑定業者選定委員会が、選定基準に基づき選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第2号

5 担当部署

大阪港湾局開発部販売促進課(電話番号 06-6615-7799)

1 業務名称

令和8年度 此花区夢洲中一丁目ほか 不動産嘱託登記等業務委託

2 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、大阪市が埋立て管理する夢洲地区の土地における公有地の売却や貸付などに伴い、測量や分筆、不動産登記等の業務を外部に発注するものである。

埋立地である夢洲については、現在も一部埋立造成中であり、竣功済みの箇所についても埋立竣功して間もないため地盤沈下が進むなど、土地が変動しており、過去に当該法人に委託し実施した夢洲地区の不動産嘱託登記等業務では法務局より「地積更正登記」（災害、寄州、海底隆起等の自然現象により土地の地積が増減した場合に申請する登記）を行うように指導を受ける等、既設座標値の修正対応などに関する法務局との折衝等が生じており、今年度においても法務局との折衝等の対応が見込まれる。

本業務は、大阪万博開催後の跡地活用として事業者募集に向けた道路線形の分筆等を行うものであり、限られた時間内に迅速かつ適正に業務を遂行する必要がある。また、業務対象範囲が約61haと広大であることから、相当数の技術者が必要である。

この点において、当該法人は、過去に本対象区域の不動産嘱託登記等業務の実績があるとともに、大阪府内にある唯一の公益社団法人の土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は165名、法人は9法人（令和8年3月時点）におよび、本市の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である。

また、通常に分筆は既設の基準点に基づき測量を行うが、夢洲は竣功後間もない箇所を含み地盤沈下等により土地が変動しているため、過去に設置した基準点が現況に適合せず、そのまま使用できない場合がある。このため、大阪法務局と協議のうえ、夢洲における既往成果との整合をふまえて測量・分筆方法を整理したうえで業務を進める必要がある。

さらに、過年度に当該法人へ委託した同地区の業務においては、法務局から地積更正登記の実施を求められるなど、既設座標値の修正を含む折衝が生じており、令和8年度においても同様の調整が想定される。

加えて、不動産登記に用いる地積測量図は、当該土地を調査、測量した者が作成者として署名又は記名押印すべきものとされており、他者が作成した測量成果のみを根拠として地積測量図を作成することはできない。したがって、他の事業者が本業務を実施する場合、既往成果の提供を受けたとしても、改めて現地調査・測量を行い、その成果に基づき地積測量図を作成する必要がある。広大な対象範囲と限られた履行期間の中で迅速に業務を完了することが困難となる。

以上のことから、夢洲において本市の依頼を適正に遂行することができる唯一の団体であるため、当該契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署：大阪港湾局開発部販売促進課（電話番号 06-6615-7799）

1 案件名称

令和8年度大阪湾クルーズ貸切船運航業務委託（その2）

2 契約相手方

阪九フェリー株式会社

3 随意契約理由

本事業は、より多くの方々に大阪港・堺泉北港に親しみ、フェリーの魅力を感じていただく機会作りと両港で運航する内航フェリーの利用促進を目的に、各港のフェリーターミナルを発着港として運航している大型フェリーを発注者の貸切船として運航する「大阪湾クルーズ」を実施するものである。

実施については、府市共同事業として各港で1回ずつ行うことから、堺泉北港において、本件の受注が可能となる船社は、泉大津フェリーターミナルを使用する「阪九フェリー（株）」のみである。

以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部振興課

（令和8年4月23日契約事務審査会審議済）